

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部の設置について

平成25年5月21日
閣議決定
平成26年9月30日
一部改正
平成27年10月9日
一部改正
平成27年11月24日
一部改正
平成28年4月22日
一部改正
令和3年11月16日
一部改正
令和4年6月28日
一部改正
令和4年9月6日
一部改正
令和5年5月30日
一部改正

1. 我が国の食料の安定供給・農林水産業の基盤強化を図ることにより、スマート農林水産業の推進、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化等による農林水産業の成長産業化及び食料安全保障の強化を推進するための方策を総合的に検討するため、内閣に、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は別紙のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
4. 本部の庶務は、農林水産省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
6. 食と農林漁業の再生推進本部の設置について（平成22年11月26日閣議決定）は、廃止する。

(別紙)

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官
農林水産大臣

本部員 総務大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
新しい資本主義担当大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
経済安全保障担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）
内閣府特命担当大臣（規制改革）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
デジタル大臣
復興大臣